

はしがき

本書の前身である『医事法セミナー（上）・（下）』は、2冊の新書版として2000年に発刊されたが、読者の利便性と希望から現在の1冊に合本した体裁で2004年に『医事法セミナー（新版）』として発刊された。

新書版の頃から、本書は学生等の医事法学の初学者や法学を専門としない医療従事者の方々に医事法学とは何か、問題点とは何かなどをなるべく理解しやすく、できれば一般の方々にも医事法学を身近に知ってもらえればと、なるべく新しい情報を取り入れて執筆してきたものである。

しかし、前回『（新版）第3版』は2015年の発刊であり、すでに10年に近づく年数が経過してしまった。これは当初に掲げていた新しい情報とはならない部分が生じてしまい、いくら講義や他の執筆があったとはいえ、研究者として反省するべきものと感じていたものである。

前回の改訂は、その中心として2012年に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱について」や2013年の「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」の成立があり、巻末資料として掲載した。

今回の第4版では、医師の働き方改革の実現に向けての「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」（巻末に資料1として掲載）や2024年4月から開始とされる医師についての時間外労働の上限規制の適用開始（改正労働基準法の施行）への支援となるべく2021年に公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（医療法の一部改正）」の医療現場等への大きな動きがあり、それが改訂の一つの基準となっている。

この「医師の働き方改革」や医療法の改正は多くの医療従事者の法制度に影響を与えることとなった。また、昨今の社会的変化からLGBTQをめぐる法制度にも参考資料として触れることにした。そして2023年（令和5年）12月に示され

た「令和6年度診療報酬改定の基本方針」も医療現場に大きな変革をもたらすものだが、巻末に資料2として掲載するにとどめた。

また、法制度に目立った改正がなく、まったく変更しなかった部分もある。そして法学や医療の専門分野に携わる方には、医事法学の文章としては浅い解釈や優しすぎる表現があり、物足りなく感じる部分もあると思う。これは、もともと難解な法律の内容をなんとか多くの方々に理解していただきたいという意図であり、また、筆者の思いが先行し、内容を伝えきれていないことにもよる。ご容赦いただければ幸いである。

さて、本書の改訂においては、多くの方々のご協力があった。まずは本書の改訂を望み、さまざまなご意見をくださった読者諸氏の存在である。そして今回の『(新版)第4版』の改訂においては、医療科学社の斎藤聖之氏にこれまでと同様にさまざまな協力をいただいた。心からの謝意を申し上げたい。

2024年春 前田和彦